

# 資料編

## 1 関係機関

### 1 県関係機関

| 名 称           | 所 在 地          | 電 話 番 号           |
|---------------|----------------|-------------------|
| 群馬県（消防防災課）    | 前橋市大手町 1 1 1   | 027 226 2240～2249 |
| 群馬県東部県民局(政策室) | 太田市西本町 60 27   | 0276 31 7450      |
| 館林行政事務所       | 館林市仲町 11 10    | 0276 72 4415      |
| 館林土木事務所       | 館林市栄町 23 1     | 0276 72 4355      |
| 館林保健福祉事務所     | 館林市大街道一丁目 2 25 | 0276 72 3230      |
| 館林環境森林センター    | 館林市仲町 11 10    | 0276 72 4420      |
| 東部教育事務所       | 太田市西本町 60 27   | 0276 31 7151      |
| 東部農業事務所       | 太田市西本町 60 27   | 0276 31 3824      |

### 2 指定地方行政機関

| 名 称                | 所 在 地  | 電 話 番 号        |
|--------------------|--|----------------|
| 関東財務局 前橋財務事務所      | 前橋市大手町 2 10 5                                | 027 221 - 4491 |
| 群馬農政事務所 地域第二課      | 太田市細谷町 1278 2                                | 0276 31 3551   |
| 前橋地方気象台            | 前橋市昭和町 3 20 12                               | 027 231 1404   |
| 関東地方整備局            | 埼玉県さいたま市中央区新都心 2<br>番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2<br>号館 | 048 601 3151   |
| 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 | 埼玉県北葛飾郡栗橋町北 2 19<br>1                        | 0480 52 3952   |
| 館林公共職業安定所          | 館林市大街道 1 3 37                                | 0276 75 8609   |

### 3 自衛隊

| 名 称        | 所 在 地              | 電 話 番 号      |
|------------|--------------------|--------------|
| 第 12 旅団    |                    |              |
| 司令部        | 北群馬郡榛東村大字新井 1017 2 | 0279 54 2011 |
| 第 12 後方支援隊 | 高崎市新町 1080         | 0274 42 1121 |

#### 4 指定公共機関

| 名 称                  | 所 在 地           | 電 話 番 号          |
|----------------------|-----------------|------------------|
| 日本郵政公社大泉郵便局          | 大泉町中央 3 2 17    | 0276 62 2300     |
| 〃 大泉坂田郵便局            | 大泉町大字坂田 290 1   | 0276 63 1235     |
| 〃 大泉吉田郵便局            | 大泉町大字吉田 1772 11 | 0276 63 2883     |
| 〃 西小泉郵便局             | 大泉町西小泉 2 14 5   | 0276 63 2882     |
| 東日本電信電話株式会社群馬支店      | 高崎市高松町 3        | 027 326 0641     |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ群馬支店 | 前橋市東善町 122      | 027 290 4113     |
| 日本赤十字社群馬県支部          | 前橋市光が丘町 32 10   | 027 254 3636     |
| 日本放送協会前橋放送局          | 前橋市元総社町 189     | 0276 90 2210     |
| 東京電力株式会社太田支社         | 太田市東本町 56 39    | 休・夜 0276 90 2200 |
| 東武鉄道株式会社             | 東京都墨田区押上 1 1 2  | 03 3621 5061     |
| 〃 東武小泉線東小泉駅          | 大泉町東小泉 1 18 1   | 0276 62 2063     |
| 〃 東武小泉線西小泉駅          | 大泉町西小泉 4 31 10  | 0276 62 2066     |

#### 5 指定地方公共機関

| 名 称             | 所 在 地              | 電 話 番 号          |
|-----------------|--------------------|------------------|
| 社団法人群馬県医師会      | 前橋市千代田町 1 7 4      | 027 231 5311     |
| 社団法人群馬県看護協会     | 前橋市上泉町 1 8 5 8 - 7 | 027 - 269 - 5565 |
| 社団法人群馬県エルピーガス協会 | 前橋市大渡町 1 10 7      | 027 255 6121     |
| 太田都市ガス株式会社      | 太田市浜町 17 4         | 0276 45 4161     |
| 群馬テレビ株式会社       | 前橋市上小出町 3 38 2     | 027 219 0001     |
| 株式会社エフエム群馬      | 前橋市若宮町 1 4 8       | 027 230 1882     |
| 社団法人群馬県バス協会     | 前橋市野中町 588         | 027 261 2072     |
| 社団法人群馬県トラック協会   | 前橋市野中町 595         | 027 261 0244     |

#### 6 警察

| 名 称      | 所 在 地        | 電 話 番 号      |
|----------|--------------|--------------|
| 群馬県大泉警察署 | 大泉町朝日 2 27 1 | 0276 62 0110 |

#### 7 消防本部

| 名 称     | 所 在 地         | 電 話 番 号      |
|---------|---------------|--------------|
| 太田市消防本部 | 太田市鳥山下町 409 1 | 0276 33 0119 |
| 大泉消防署   | 大泉町寄木戸 614 1  | 0276 62 3119 |
| 城之内出張所  | 大泉町城之内 2 25 2 | 0276 63 2119 |

## 8 事務組合

| 名 称            | 所 在 地  | 電 話 番 号      |
|----------------|--|--------------|
| 群馬県市町村総合事務組合   | 前橋市元総社町 335 8                                | 027 290 1352 |
| 邑楽館林医療事務組合     | 館林市成島町 262 1 (館林厚生<br>病院内)                   | 0276 72 3140 |
| 大泉町外二町環境衛生施設組合 | 大泉町大字上小泉 330                                 | 0276 63 1266 |
| 太田市外三町広域清掃組合   | 太田市細谷町 604 1 (太田市外<br>三町広域清掃組合リサイクルプラ<br>ザ内) | 0276 33 7980 |

## 9 その他の団体

| 名 称                  | 所 在 地         | 電 話 番 号          |
|----------------------|---------------|------------------|
| 西邑楽農業協同組合大泉支所        | 大泉町西小泉 2 9 1  | 0276 62 3301     |
| 大泉町商工会               | 大泉町大字吉田 2467  | 0276 62 4334     |
| 大泉町社会福祉協議会           | 大泉町吉田 2011 1  | 0276 63 2294     |
| 社団法人館林市邑楽郡医師会        | 館林市苗木町 2497   | 0276 72 1132     |
| 社団法人館林邑楽歯科医師会        | 館林市苗木町 2622 1 | 0276 73 8818     |
| 社団法人太田市医師会           | 太田市飯塚町 1549-1 | 0276 - 48 - 9291 |
| (株)おおたコミュニティ放送(FM太郎) | 太田市浜町 2 7     | 0276 30 1111     |

## 2 大規模集客等施設

### 1 大規模集客等施設

| 名 称             | 所 在 地              | 電 話 番 号      |
|-----------------|--------------------|--------------|
| カスミ大泉店          | 大泉町朝日 3 - 18 - 1   | 0276 63 4411 |
| 大泉町いずみの杜        | 大泉町朝日 4 - 7 - 1    | 0276 20 0035 |
| 大泉町生涯学習センター文化むら | 大泉町朝日 5 - 24 - 1   | 0276 63 7733 |
| いずみ総合公園 町民野球場   | 大泉町丘山 5 0 - 1      | 0276 62 0404 |
| いずみ総合公園 町民体育館   | 大泉町仙石 3 - 22 - 1   | 0276 63 5250 |
| ベシシア大泉店         | 大泉町城之内 5 - 5 - 1   | 0276 63 1111 |
| ファッションセンターしまむら  | 大泉町中央 1 - 19 - 1   | 0276 40 3005 |
| ブラジリアンプラザ       | 大泉町西小泉 4 - 11 - 22 | 0276 20 0180 |
| とりせん大泉店         | 大泉町日の出 5 3 - 1     | 0276 61 2121 |
| フレッセイ大泉店        | 大泉町富士 1 - 1 - 1    | 0276 20 0022 |
| 大泉町公民館          | 大泉町吉田 2 4 6 5      | 0276 62 2330 |
| サンキ大泉店          | 大泉町吉田 7 7 2 - 2    | 0276 62 8761 |
| ヴィラ・デ・マリアージュ太田  | 大泉町寄木戸 1           | 0276 62 4122 |
| ホームピック大泉店       | 大泉町寄木戸 9 9 8 - 1   | 0276 62 1721 |

### 3 国民保護対策機能

#### 1 国民保護対策活動拠点

| 区 分      | 名 称  | 所在地      | 電話番号    |
|----------|------|----------|---------|
| 対策本部     | 町役場  | 日の出55 1  | 63 3111 |
| 対策本部代替施設 | 文化むら | 朝日5 24 1 | 63 7733 |

#### 2 避難施設

| 区 分  | 名 称       | 所在地       | 電話番号    |
|------|-----------|-----------|---------|
| 避難施設 | 北小学校      | 城之内1 21 1 | 62 2014 |
|      | 北中学校      | 城之内2 24 1 | 62 2059 |
|      | 北児童館      | 中央3 5 23  | 63 3820 |
|      | 老人福祉センター  | 西小泉5 6 1  | 63 3555 |
|      | 三洋関東体育館   | 住吉58 1    | 63 6755 |
|      | 県立大泉高等学校  | 北小泉2 16 1 | 62 3564 |
|      | 東小学校      | 朝日3 7 1   | 63 2971 |
|      | 文化むら      | 朝日5 24 1  | 63 7733 |
|      | 東児童館      | 朝日3 6 1   | 62 0133 |
|      | いずみの杜     | 朝日4 7 1   | 20 0035 |
|      | 県立西邑楽高等学校 | 朝日2 3 1   | 63 5851 |
|      | 南小学校      | 仙石2 1 1   | 62 2227 |
|      | 南中学校      | 吉田2465    | 62 2053 |
|      | 町民体育館     | 仙石3 22 1  | 63 5250 |
|      | 南児童館      | 仙石2 10 10 | 63 1721 |
|      | 西小学校・西体育館 | 古氷106 1   | 62 3537 |
|      | 西中学校      | 寄木戸533    | 63 8505 |
| 西児童館 | 坂田4 23 1  | 62 4689   |         |

#### 要援護者避難施設

| 名 称    | 所 在 地     | 電 話 番 号 | ファックス   |
|--------|-----------|---------|---------|
| 社会福祉会館 | 吉田2011 1  | 63 2294 | 63 5528 |
| 保健センター | 吉田2465    | 62 2121 | 62 2108 |
| 福祉作業所  | 城之内1 22 1 | 63 7070 | 63 7216 |

## 4 医療機関一覧

### 1 町内・町外病院

(平成18年4月1日現在)

| 名 称           | 住 所          | 電話番号         |
|---------------|--------------|--------------|
| 医療法人徹裕会 蜂谷病院  | 大泉町朝日4 11 1  | 63 0888      |
| 館林厚生病院        | 館林市成島町262 1  | 72 3140      |
| 総合太田病院        | 太田市八幡町29 5   | 22 6631      |
| 本島総合病院        | 太田市西本町3 8    | 22 7131      |
| 堀江病院          | 太田市高林東町1800  | 38 1215      |
| 太田福島総合病院      | 太田市東今泉町875   | 37 2378      |
| 城山病院          | 太田市飯塚町1      | 46 0311      |
| 新邑楽病院         | 邑楽町篠塚3233 1  | 88 5678      |
| 前橋赤十字病院       | 前橋市朝日3-21-36 | 027-224-4585 |
| (独)国立病院機構高崎病院 | 高崎市高松町36     | 0273-22-5901 |

### 2 診療所

(平成18年4月1日現在)

| 名 称              | 住 所           | 電話番号    |
|------------------|---------------|---------|
| 阿部医院             | 大泉町大字吉田2994   | 62 5428 |
| くぼた小児科医院         | 大泉町大字上小泉50 2  | 62 9116 |
| 佐々木皮膚科クリニック      | 大泉町富士2 4 13   | 62 8881 |
| 高木整形外科医院         | 大泉町いずみ2 1 1   | 62 6611 |
| 医療法人一陽会 たなか医院    | 大泉町住吉55 16    | 62 2881 |
| 真下胃腸科内科医院        | 大泉町城之内1 4 1   | 62 2025 |
| 益田小児科医院          | 大泉町朝日1 6 23   | 62 5535 |
| 黛泌尿器科内科医院        | 大泉町大字坂田988 2  | 63 7800 |
| 三浦医院             | 大泉町北小泉3 11 26 | 62 2917 |
| 小児科おぎわらクリニック     | 大泉町坂田4 23 10  | 61 1133 |
| みづほクリニック         | 大泉町西小泉5 9 22  | 20 1122 |
| 富士クリニック・ペインクリニック | 大泉町富士3 13 8   | 20 1971 |
| 須田内科医院           | 大泉町仙石2 16 7   | 63 1414 |
| 湯沢医院             | 大泉町西小泉2 4 1   | 62 2209 |

|        |               |         |
|--------|---------------|---------|
| 鈴木眼科医院 | 大泉町西小泉 1 25 5 | 62 2355 |
|--------|---------------|---------|

### 3 歯科診療所

(平成18年4月1日現在)

| 名 称       | 住 所           | 電話番号    |
|-----------|---------------|---------|
| 久保田歯科医院   | 大泉町朝日 2 1 24  | 62 5858 |
| 小西歯科医院    | 大泉町大字吉田 2063  | 62 5952 |
| 斎藤歯科医院    | 大泉町城之内 1 9 1  | 62 3149 |
| 斎藤歯科クリニック | 大泉町東小泉 2 10 1 | 62 8624 |
| 武安歯科医院    | 大泉町中央 2 24 18 | 62 2264 |
| 平沢歯科医院    | 大泉町富士 3 12 13 | 62 2290 |
| 福田歯科医院    | 大泉町大字古氷 131   | 63 7277 |
| 森田歯科医院    | 大泉町住吉 54 13   | 62 6082 |
| かみふさ歯科診療所 | 大泉町大字坂田 266   | 62 0246 |

### 5 N B C 災害対策資機材 (太田市消防本部)

| 種 類   |          | 数 量  |
|-------|----------|------|
| 防護服   | 放射線防護服   | 2 着  |
|       | 陽圧式化学防護服 | 5 着  |
|       | 化学防護服    | 17 着 |
| 呼吸保護具 | 酸素呼吸器    | 5 基  |
|       | 空気呼吸器    | 94 基 |
|       | 防塵マスク等   | 10 基 |
|       | 防毒マスク    | 35 基 |
| 測定機器  | ポケット線量計  | 5 基  |

## 6 関係条例

### 大泉町国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、大泉町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事10人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 大泉町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

### (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、大泉町国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び大泉町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地対策本部)

第5条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

### (雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

### (準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、大泉町緊急対処事態対策本部について準用する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 関係様式

(別記様式1)

収用第 号

公 用 令 書

氏名

住所

第81条第2項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第81条第4項

第183条において準用する

の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

第81条第2項

第81条第4項

(理由)

年 月 日

処分権者 群馬県知事 小寺弘之 印

| 収用すべき物質<br>の種類 | 数 量 | 所在場所 | 引渡月日 | 引渡場所 | 備 考 |
|----------------|-----|------|------|------|-----|
|                |     |      |      |      |     |
|                |     |      |      |      |     |
|                |     |      |      |      |     |
|                |     |      |      |      |     |

(用紙はA5)

(別記様式2)

保管第 号

公 用 令 書

氏名

住所

第81条第3項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第81条第4項

第183条において準用する

の規定に基づき、次のとおり物質を保管を命ずる。

第81条第3項

第81条第4項

(理由)

年 月 日

処分権者 群馬県知事 小寺弘之 印

| 収用すべき物質の種類 | 数 量 | 所在場所 | 引渡場所 | 備 考 |
|------------|-----|------|------|-----|
|            |     |      |      |     |
|            |     |      |      |     |
|            |     |      |      |     |
|            |     |      |      |     |

(用紙はA5)

(別記様式3)

使用第 号

公 用 令 書

氏名

住所

第82条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 において準用する

第183条

第82条の規定に基づき、次のとおり土地又は家屋又は物質を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 群馬県知事 小寺弘之 印

| 名 称 | 数 量 | 所在場所 | 範 囲 | 期 間 | 引渡 | 備考 |
|-----|-----|------|-----|-----|----|----|
|     |     |      |     |     |    |    |
|     |     |      |     |     |    |    |
|     |     |      |     |     |    |    |
|     |     |      |     |     |    |    |

(用紙はA5)

(別記様式4)

使用第 号

公 用 令 書

氏名

住所

第81条第2項

第81条第3項

第81条第4項

第82条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第183条において準用する

第183条において準用する

第183条において準用する

第183条において準用する

第81条第2項の規定に基づく公用令書( 年 月 日第 号)に係る処分を取り消した

第81条第3項

第81条第4項

第82条

ので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第16条

第52条

の規定により、これを交付する。

において準用する第16条

年 月 日

処分権者 群馬県知事 小寺弘之 印

(用紙はA5)

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

|  |               |
|--|---------------|
| 氏名   |               |
| フリガナ   |               |
| 出生の年月日   | 年 月 日         |
| 男女の別   | 男 女           |
| 住所（郵便番号を含む。）   |               |
| 国籍   | 日本 その他（ ）     |
| その他個人を識別するための情報  |               |
| 負傷（疾病）の該当  | 負傷 非該当        |
| 負傷又は疾病の状況  |               |
| 現在の居所  |               |
| 連絡先その他必要情報   |               |
| 親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、～で囲んで下さい。        | 回答を希望しない      |
| 知人からの紹介があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は～を囲んで下さい。              | 回答を希望しない      |
| ～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか～で囲んで下さい。 | 同意する<br>同意しない |
| 備考   |               |

- （注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- （注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- （注3）「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- （注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時( 年 月 日 時 分)

|                                     |               |
|-------------------------------------|---------------|
| 氏名                                  |               |
| フリガナ                                |               |
| 出生の年月日                              | 年 月 日         |
| 男女の別                                | 男 女           |
| 住所(郵便番号を含む。)                        |               |
| 国籍                                  | 日本 その他( )     |
| その他個人を識別するための情報                     |               |
| 死亡の日時、場所及び状況                        |               |
| 遺体が安置されている場所                        |               |
| 連絡先その他必要情報                          |               |
| ～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し、回答することへの同意 | 同意する<br>同意しない |
| 備考                                  |               |

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

|         |  |     |  |
|---------|--|-----|--|
| の同意回答者名 |  | 連絡先 |  |
| 同意回答者住所 |  | 続柄  |  |

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。





4 印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号(第4条関係)

### 安否情報回答書

|                                      |                         |           |
|--------------------------------------|-------------------------|-----------|
| 年 月 日                                |                         |           |
| 殿                                    |                         |           |
| 総務大臣<br>(都道府県知事)<br>(市町村長)           |                         |           |
| 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記の とおり回答します。 |                         |           |
| 避難住民に該当するか否かの別                       |                         |           |
| 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別       |                         |           |
| 被<br>照<br>会<br>者                     | 氏 名                     |           |
|                                      | フリガナ                    |           |
|                                      | 出生の年月日                  |           |
|                                      | 男 女 の 別                 |           |
|                                      | 住 所                     |           |
|                                      | 国 籍<br>(日本国籍を有しない者に限る。) | 日本 その他( ) |
|                                      | その他個人を識別<br>するための情報     |           |
|                                      | 現 在 の 居 所               |           |
|                                      | 負傷又は疾病の状況               |           |
|                                      | 連絡先その他必要情報              |           |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。

- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。